

令和2年2月

お客さま 各位

信用組合愛知商銀

預金規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は「令和2年4月1日の民法改正」を見据え、下記のとおり預金規定を改定いたしますのでお知らせいたします。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

<主な改定の内容>

1. 「預金者の後見人等の後見等の開始の際の届出に関する条項」の追加

【対象規定】

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 定期預金 共通規定
- ・ 定期積金規定

「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定」 抜粋

「成年後見人等の届出」条項の一部追加（下線部）

5. （成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名、その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

注1：対象規定において同様の改定を行います。条項番号は各規定により異なります。

注2：改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

2. 「各規定変更時の周知方法等」の追加

【対象規定】

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 定期預金 共通規定
- ・ 定期積金規定
- ・ キャッシュカード規定
- ・ 振込規定

「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定」 抜粋

「規定の変更」条項の新設（下線部）

17.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

注1：対象規定において同様の改定を行います。条項番号は各規定により異なります。

注2：改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

3. 「定期預金規定における中途解約制限条項に関する改定」に関する改定

【対象規定】

- ・ 期日指定的預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定 単利型／複利型
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 単利型／複利型
- ・ 自由金利型定期預金規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定
- ・ 変動金利定期預金規定 単利型／複利型
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定 単利型／複利型
- ・ 定期預金 共通規定

「定期預金 共通規定」 抜粋

「預金の解約、書替継続」条項の新設（下線部）

9.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) （以下省略）

「自由金利型定期預金（M型）規定 単利型」 抜粋

「利息」条項の一部変更（下線部）

2.（利 息）

- (1)～(2) （省略）
- (3) この預金を「XX. 定期預金共通規定」第9条1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

注1：対象規定において同様の改定を行います。条項番号は各規定により異なります。

注2：改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

4. 適用開始日

令和2年4月1日

以上